

今後の新型インフルエンザ流行に向けての三重県対応方針

平成21年6月30日

三 重 県

【目的】この方針は、厚生労働省の平成21年6月19日付け「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定版)」に基づき、多数の患者発生が予測されるインフルエンザ流行シーズンに向けて県内の医療資源を最大限効率的に活用し、患者に最適な治療を行うことを目的として策定したものである。

【対応方針の前提条件】この対応方針は、以下のことを前提条件としている。

- (1) 流行シーズンには県内で少なくとも10万人以上のインフルエンザ患者が発生すると推定される。
- (2) 新型インフルエンザと季節性インフルエンザは臨床症状では鑑別できない。
- (3) 新型インフルエンザは季節性インフルエンザと同様に強い毒性を有するものではない。

【対応方針】

1 外来診療について

発熱外来を廃止し、原則として全ての医療機関において発熱患者の診療を行う。その際、各医療機関の実態に応じ、一般患者と発熱患者との間の接触をできるだけ避け、基礎疾患を有する者等に対して感染防止のための配慮を行うこと。

2 入院について

新型インフルエンザが疑われる患者は原則として自宅療養とするが、重症患者については、一般入院医療機関においても入院を受け入れる。その場合、医療機関は院内感染防止に配慮する。

3 県民への相談窓口について

発熱外来の廃止に伴い、「発熱相談センター」の名称を「三重県インフルエンザ相談窓口」に変更し、インフルエンザに関する相談に対応する。相談窓口の開設時間は、平日の保健所開所時間とする。

なお、開設時間については、インフルエンザ患者の発生状況等に応じ、適宜見直すことにする。

4 検査体制について

インフルエンザの簡易検査は必要に応じ、患者を診察した医師の判断で自ら実施する。また、確定検査であるPCR検査の実施方針は、次のとおりとする。

- ・ 新型インフルエンザが疑われる患者の確定診断のためのPCR検査は実施しない。
- ・ 基礎疾患を有する者等が重症化するおそれがあり、医師の治療方針の決定に必要な場合にはPCR検査を実施する。
- ・ 学校等での集団発生サーベイランスのために必要な場合にはPCR検査を実施する。

5 適用

本対応方針は、平成21年7月8日から適用する。

なお、「4検査体制について」における確定検査であるPCR検査の実施方針については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正の施行日から適用する。